平成２４年（フ）第２９２７号
札幌市豊平区月寒東１条11丁目３番５―103号
債務者　今野　　法
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９４３号
北海道江別市東野幌本町29番地の２　花園ハイツ101
債務者　澤田石洋子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９５１号
北海道北広島市大曲緑ヶ丘１丁目12番地13
債務者　池原　昭光
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９５２号
北海道北広島市大曲緑ヶ丘１丁目12番地13
債務者　池原多恵子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９５４号
札幌市中央区南４条東４丁目７番地　セントシティ801号
債務者　濱本　美幸
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４０号
札幌市西区発寒５条８丁目10番10―602号
債務者　佐藤　正佳
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４９号
札幌市東区北21条東12丁目１番５―403号
債務者　沼澤優妃江
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６２号
札幌市東区北33条東16丁目１番11号　三友88―405号
債務者　石川千鶴子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１７号
千葉県山武市姫島469番地８　和田方
債務者　青木　裕明
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２５８号
静岡県富士宮市万野原新田3722番地の79、前住所静岡県富士市蓼原107番地の７　プロスパー沢田203号
債務者　屋宜安耶子（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第４３号
大阪府河内長野市加賀田259番地の１　302号、前住所大阪府河内長野市小山田町2908番地の16
債務者　浦辺　守人
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７７９号
大阪府羽曳野市尺度281番地
債務者　堤　　恒一
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３１７号
大阪府柏原市玉手町21番11―405号　ユーネスト浅野、前住所大阪府藤井寺市道明寺１丁目22番９号
債務者　上田　　脩
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３３６号
堺市北区中長尾町４丁２番23―206号、前住所堺市北区大豆塚町２丁51番地
債務者　齊藤　　彩（旧姓吉本）
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３４１号
堺市堺区新在家町西３丁６番11号
債務者　藤原　　浩
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３６２号
大阪府松原市一津屋５丁目９番20―101号
債務者　長田　安雄
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３６３号
大阪府松原市一津屋５丁目９番20―101号
債務者　長田美千代
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３７３号
大阪府松原市岡３丁目３番４―206号
債務者　矢田　雅之
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係